

都市 OS 利活用実証事業及び AI 等先端技術利活用に係る研究事業

仕様書

(案)

真庭市総合政策部

総合政策課 行政経営・dX 推進室

1. 背景・目的

真庭市（以下、市という。）では、地域課題の解決と住民の QOL 向上を目的に、地域通貨「まにこいん」を核としたスーパーアプリ「まにあぷり」を構築し、生活利便性の向上を図ってきた。

令和 7 年度には、地域の多様な主体が連携し、デジタル技術を活用して課題解決と価値創造を図る「デジタル共創拠点構想」の策定を行った。また、スーパーアプリ「まにあぷり」の都市 OS としての利活用による行政・産業・福祉等の高度化及び持続的自走化する運営体制に向けた調査研究を行った。

本業務では、令和 7 年度の調査結果を踏まえ、官民連携による DX の推進を図るため、行政データのデジタル活用の促進、デジタル技術を活用して課題解決と価値創造を図ることを促進するため、「まにこいん」「まにあぷり」の更なる利活用の実証とともに、AI 等先端技術利活用の研究を一体的に行うものである。

研究と実証を連動させることで、机上検討にとどまらず、真に有益な機能利活用実績や横展開につながる実践的知見を得ることを目指す。

2. 業務場所 真庭市内

3. 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 17 日までとする。

4. 委託金上限 11,880,000 円

5. 業務の実施

- (1) 本件業務を受託した者(以下、受託者という。)は、本仕様書に基づき本件業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、市及び受託者の双方が誠意をもって協議し、対処すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置を行い業務の推進に努めること。
- (5) 受託者は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報を収集し、業務への

反映に務めるものとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。

- (6) 受託者は、業務遂行上で関係機関・団体、事業者、地域住民等利害関係者(以下「ステークホルダー」という。)と折衝を行う場合は、誠意を持ってこれにあたり、紛争を起こしてはならない。
- (7) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (8) 市は、受託者に対し、必要と認められる場合に本件業務の進捗状況等について調査し、または報告を求めることができるものとする。この場合、受託者は指示に従い誠実に対応しなければならない。
- (9) 受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し、市に提出するものとする。
- (10) 本件業務の遂行上必要になる資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、本市が所有し業務に利用出来る資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成のうえ、市に提出し業務完了と共に返納するものとする。
- (11) 受託者は、本件業務で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供を行ってはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。
- (12) 受託者は、本件業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (13) 受託者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本件業務の一部について、市が認める場合はこの限りではない。この場合は、予め本市に書面により報告し本市の承認を得ること。
- (14) 本件業務の遂行に係る受託者の人件費、出張旅費、諸手当、本市との打ち合わせなど各種会議等で使用する印刷物の作成、成果品の納品に係る消耗品(電子媒体等、印刷物作成等に要する用紙等を含む。)、連絡調整に必要となる電話、郵便等通信運搬費等については、全て契約金額に含まれるものとする。上記に定めのない事項が発生した場合の費用については、別途協議を行う。
- (15) 受託者が、本件業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合は、市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応し、直ちにその損害を賠償しなければならない。

6. 業務内容

本業務においては、単年度の実証に留まらず、将来的な本格導入及び継続運用を見据えた費用構造の妥当性・持続可能性も含めて検討を行うこと。運用及び保守、機能追加時のコストを含めた中長期的な視点での実証及び研究を行うこと。

また業務期間中、利用状況や市民及び職員の意見を踏まえ、柔軟に機能修正・改善を行うことができる体制を用意すること。

なお、以下の項目が令和7年度に「まにあぶり」に追加した機能であり、本業務の実施においては、当該機能の活用実証についても研究を行うこと。

- ・まにあぶり共助マッチング機能
- ・まにあぶりクラウドファンディング機能
- ・まにあぶり投票・アンケート機能
- ・まにあぶり市民ディスカッション機能
- ・まにあぶり AI コンシェルジュ機能

(1) 都市 OS 利活用実証事業

非パーソナルデータを用いたデジタル活用の実証を行う。dX 推進に向けて「まにあぶり」について、実証・効果検証を行う。主な実施項目は以下のとおりとする。

- ①実証対象候補のユースケース整理
- ②整理したユースケースの実現に向けた関係者協議（真庭市担当課、まにあぶり開発企業）と実証内容の具体化
- ③実証用の連携データ整備及び実証に必要なプロトタイプアプリの開発
- ④プロトタイプアプリを用いた実証と効果検証
- ⑤令和9年度のデジタル活用の方向性の検討（非パーソナルデータとパーソナルデータの連携などの高度利用等）

データ連携基盤を活用し、「まにあぶり」が行政と地域をつなぐ市民参加型スーパーアプリとして機能するよう伴走支援をするとともに、「まにあぶり」の将来的なサービス拡張や他分野への展開を見据え、持続可能で拡張性の高い都市 OS の活用実証を行う。

単なる情報提供や意見聴取に留まらず、市民が主体的に市の施策や事業に参画する

ための基盤としての機能を持たせることを目的とする。そのため、市の政策や事業に対し、実際に協力・参画する市民を可視化・発掘できる仕組みを意識すること。

(2) AI 等先端技術利活用に係る研究事業

AI 等の最先端 ICT 技術の活用可能性検討を行い、行政分野、防災、福祉、観光、交通等への適用可能性を整理し、(1)の実証を踏まえ、ユースケース案の検討を行う。

7. 提出物・成果品

受託者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 計画書・工程表
- (3) 業務完了届
- (4) 業務報告書
 - ・都市 OS 利活用実証事業報告書
 - ・AI 等先端技術利活用に係る研究事業報告書

8. 成果品の審査

受託者は業務完了時に本市の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正しなければならない。

また、成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務完了とする。

9. 成果品の管理及び帰属

本件業務の成果品はすべて本市の管理及び帰属とし、受託者は成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

10. 留意事項

- (1) 市との定期的な進捗確認（最低月 1 回）および随時の協議に応じること
- (2) 提出物はすべて電子データ及び印刷物（必要部数）で提出すること
- (3) 個人情報および業務上知り得た情報は厳重に管理し、秘密保持義務を遵守すること

(4) イベント等の実施時には、安全・衛生管理にも配慮し、必要な保険加入等を行うこと